

議案第 80 号

向日市手数料条例の一部改正について

向日市手数料条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項
第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 8 月 25 日提出

向日市長 安 田 守

条例第 号

向日市手数料条例の一部を改正する条例

向日市手数料条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表1中

「

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づく通知カードの再交付	1件につき500円
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号カードの再交付	1件につき800円

」を

「

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づく個人番号カードの再交付	1件につき800円
---	-----------

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

〈参 考〉

向日市手数料条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

改 正	現 行																										
別表 1	別表 1																										
<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="272 633 421 660">徴収する事務</th><th data-bbox="635 633 687 660">金額</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="451 689 475 712">略</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td data-bbox="161 958 536 1160"><u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づく個人番号カードの再交付</u></td><td data-bbox="552 958 770 985">1件につき800円</td></tr><tr><td data-bbox="451 1193 475 1216">略</td><td></td></tr></tbody></table>	徴収する事務	金額	略										<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づく個人番号カードの再交付</u>	1件につき800円	略		<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="946 633 1094 660">徴収する事務</th><th data-bbox="1305 633 1358 660">金額</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1121 689 1145 712">略</td><td></td></tr><tr><td data-bbox="834 752 1209 909"><u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づく通知カードの再交付</u></td><td data-bbox="1225 752 1444 779">1件につき500円</td></tr><tr><td data-bbox="834 958 1209 1115"><u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号カードの再交付</u></td><td data-bbox="1225 958 1444 985">1件につき800円</td></tr><tr><td data-bbox="1121 1193 1145 1216">略</td><td></td></tr></tbody></table>	徴収する事務	金額	略		<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づく通知カードの再交付</u>	1件につき500円	<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号カードの再交付</u>	1件につき800円	略	
徴収する事務	金額																										
略																											
<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づく個人番号カードの再交付</u>	1件につき800円																										
略																											
徴収する事務	金額																										
略																											
<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づく通知カードの再交付</u>	1件につき500円																										
<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号カードの再交付</u>	1件につき800円																										
略																											